平成２３年（フ）第４８１号
北海道旭川市北門町13丁目2145番地の110　ハッピーハイツＡ
債務者　若濱　利夫
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８２号
北海道旭川市緑が丘５条３丁目２番地の17
債務者　加藤　道子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８６号
北海道旭川市大町２条15丁目577番地　寺内下宿305
債務者　高久　　実
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７７８２号
大阪市浪速区恵美須西３丁目１番４号　大隅アパート1008号
債務者　吉田　栄子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０８４号
大阪市西成区萩之茶屋２－１－24　ママリンゴ202号室、住民票上の住所和歌山県田辺市明洋１丁目10番38号
債務者　久保　雅生
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３２４号
大阪府池田市八王寺１－３－１－101、住民票上の住所大阪府池田市神田１丁目２番24号
債務者　野上　真司
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３２５号
大阪府四條畷市岡山１丁目21番３号
債務者　草村喜一郎
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８７号
静岡市清水区袖師町560番地の２　丸大マンション102
債務者　井出　聡彦
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０７６号
神奈川県海老名市河原口878番地の１　コーポ海老名1002号
債務者　霜島みゆき
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１１６号
横浜市中区本牧間門26番11号
債務者　黒石こと　クロイシ　ロサリンダ　マンゾ
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１１９号
横浜市青葉区市ケ尾町1173番地13　エクシト市ケ尾Ａ―103
債務者　竹下　國雄
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２４５号
神奈川県藤沢市羽鳥３丁目９番32号　神明荘Ｂ－４
債務者　周防寿恵子（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２４７号
横浜市戸塚区上矢部町3043番地４　戸塚グリーンヒルＣ―308号
債務者　三橋　裕史
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２４８号
横浜市港南区笹下４丁目４番５号
債務者　山本　静香
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２５４号
神奈川県大和市福田2382番地１　ダイアパレスアンジェロ桜ケ丘307号
債務者　淺井　知子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部